

ものづくり大学ガバナンスコードの自己点検評価（2025年度）について

基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色のある運営）

私立大学としての個性・特色ある多様な教育研究活動の質及び経営の健全性の維持・向上を図るため、建学の精神等の基本理念に基づき、教学と経営を一体的かつ自主・自律的に運営する。

原則 1 - 1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1 - 1 ①	実施状況
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	【遵守している】 本学の6つの基本理念を学内の会議室、教室、廊下等随所に掲示するとともに、それに基づくテクノロジストの育成を教育目的として位置付け、教職員を挙げて取り組んでいる。 また、大学ホームページにおいて、基本理念のほか設立趣旨を明示し、学内外に広く周知している。
実施項目 1 - 1 ②	実施状況
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	【遵守している】 建学の精神や基本理念に基づき、高度な技能と科学技術を両立させるテクノロジスト育成を教育目的として一貫した教育体系を整備している。 「卒業認定・学位授与の方針」では、テクノロジストに求められる専門知識・技能・課題解決力・協調性等の能力を明示し、所定の成果を修得した者に学位を授与する方針としている。 「教育課程編成・実施の方針」では、基礎教育から応用・専門教育へ段階的に体系化されたカリキュラムを編成し、実習・インターンシップ等の実践的学修や教養科目も含めて、テクノロジスト育成に資する教育を実施している。 また、「入学者受入れの方針」においては、ものづくりへの熱意・基礎学力・協調性等の資質を総合的に評価する多様な選抜方法を用いており、当該方針に即した学生受入れを実践している。 これら3つのポリシーは相互の整合性を確保しつつ、教育課程の編成、教育活動及び入学者選抜に反映され、実質的に運用されている。
実施項目 1 - 1 ③	実施状況
教学組織の権限と役割の明確化	【遵守している】 学長の責務（役割及び職務範囲）をはじめ、学部長及び学長補佐による補佐体制、並びに教授会の役割について、ものづくり大学学則、学校法人ものづくり大学及びものづくり大学組織規程等の関係諸規程において明確に定めている。 学長は教学の最高責任者として大学運営及び教育研究全般を統括するとともに、学部長及び学長補佐がこれを補佐し、教学に関する重要事項について適切な意思決定が行われる体制を整備している。 教授会については、学長のもとで教育研究に関する事項を審議する機関として位置付けており、学長と教授会の役割分担を明確にした上で、毎月1回以上開催、運営をしている。 これらの体制に基づき、教学に関する意思決定及び運営が適切に行われている。
実施項目 1 - 1 ④	実施状況
教職協働体制の確保	【遵守している】 教育研究活動及び大学運営の円滑な推進を図るため、教員と職員がそれぞれの専門性及び役割に応じて適切に分担し、相互に協力・連携する教職協働体制を整備している。 学内の各種委員会や会議体においては、教員及び職員が参画する体制をとり、教育課程の編成、学生支援、教育環境の整備等に関する事項について、組織的かつ効果的な管理・運営を行っている。 また、2024年度に設置した「教育組織改革準備室」においては、定員数の検討、両学科における新コースの検討・策定、基幹教員制度に向けた検討等について、教員と事務職員が参画し、教職協働のもとで検討を進めてきた。
実施項目 1 - 1 ⑤	実施状況

教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	【遵守している】 教育の質の向上及び大学運営の高度化を目的として、ファカルティ・ディベロップメント（FD）及びスタッフ・ディベロップメント（SD）に関する基本方針を定め、これに基づく年次計画を策定し、教職員の資質向上に向けた研修を継続的に実施している。 FDにおいては、入学前課題の分析結果や新カリキュラムにおける要件の共有、大学教育におけるAIの活用に関する研修のほか、授業アンケート及び授業見学の結果報告等を通じて、教育内容及び教育方法の改善に取り組んでいる。 また、FSDとして、広報とブランディング、デジタルマナー及び情報セキュリティ、多様な学生への対応（留学生対応）、ハラスメント防止、大学の組織改革等をテーマとした研修を実施し、教職員の意識向上及び組織力の強化を図っている。 これらの取組は年次計画に基づき実施されており、教職員の資質向上を通じた教育研究活動等の充実に資するものとなっている。
--	---

原則 1 – 2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1 – 2 ①	実施状況
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	【遵守している】 2023年度に策定した第3次中長期経営計画（計画期間：2024年度～2030年度）を大学運営及び教学の基本方針として位置付けている。同計画は、 ① 時代を担うテクノロジストの育成 ② 社会・産業界・地域ニーズに応える教育・研究 ③ 強くてしなやかな組織による大学運営 を基本構造として策定しており、教育・研究・社会連携・組織運営を一体的に推進する方針を明確にしている。 第3次中長期経営計画の策定にあたっては、学長を中心とした執行部において原案を作成し、理事会及び評議員会において説明・意見交換を行った上で策定しており、計画期間、策定主体及び意思決定プロセスを明確にしている。 また、同計画に基づき、各年度における具体的な取組内容を整理した年度行動計画を策定し、3つの柱をそれぞれに沿って施策を体系的に整理している。 年度行動計画については、理事会及び評議員会に資料として提出し、計画内容の共有と理解を図るとともに、意見を踏まえながら具体性のある計画として取りまとめている。
実施項目 1 – 2 ②	実施状況
計画実現のための進捗管理	【遵守している】 第3次中長期経営計画に基づく年度行動計画について、KPI（重要業績評価指標）を設定し、計画実現に向けた進捗管理を行っている。 年度行動計画の進捗状況及び実績については、「時代を担うテクノロジストの育成」「社会・産業界・地域ニーズに応える教育・研究」「強くてしなやかな組織による大学運営」の3つの柱に沿って整理した上で、理事会及び評議員会に報告し、意見を求めている。 また、年度行動計画及びその実績については、大学ホームページ上で公表しており、内外に対する説明責任の確保に努めている。 これらの進捗管理及び評価結果を踏まえ、必要に応じて次年度の行動計画の見直しを行うなど、計画の継続的な改善を図っている。

基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）

常に時代の変化に対応し、社会に貢献するため、公共性と社会性を重んじ、建学の精神等の基本理念に基づく教育研究・社会貢献活動を実践し、社会に有為な人材を輩出するとともに、社会課題の解決等に努める。

原則 2 – 1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2 – 1 ①	実施状況
社会の要請に応える人材の育成	【遵守している】 建学の精神及び基本理念に基づき、社会・産業界・地域の要請を踏まえた教育を通じて、学生及び社会人を対象とした人材育成に取り組んでいる。 学生に対しては、40日間にわたるインターンシップを教育課程の一環として位置付けるなど、実務に即した教育を通じて、ものづくり分野における高度な技能と科学技術を兼ね備えたテクノロジストの育成を行っている。 社会人に対しては、社会人教育プログラム等を通じて、産業界や地域で求められる専門知識・技能の習得や学び直しの機会を提供している。 これらの教育活動を通じて育成された学生及び社会人が、それぞれの立場で専門性を発揮し、産業界や地域社会において活躍することをもって、教育研究活動の成果を社会に還元している。
実施項目 2 – 1 ②	実施状況

社会貢献・地域連携 の推進	【遵守している】 環境への配慮をはじめとする社会課題への対応や、産官学連携による地域課題の解決に向けた取組を通じて、「知の拠点」としての役割を果たすことに努めている。企業、自治体、地域団体等と連携し、教育研究活動の成果を社会に還元するとともに、地域社会との協働による課題解決に取り組んでいる。 2025年度においては、社会・産業界・地域の課題解決に向けた取組を推進するため、ロボティクス社会実装センター及び地域木材・森林共生研究センターを設置し、これらの拠点を通じて、企業や自治体等と連携した教育研究活動や技術的支援を行っている。 また、学内外の多様な団体がものづくりを通じて交流・連携する場として整備した「ものづくりベース」については、2024年度から一般開放しており、地域住民や産業界に開かれた活動拠点として活用している。 これらの取組を通じて、本学は社会課題や地域課題の解決に資する知見や技術の創出・共有を図り、公共性・社会性の高い大学運営を推進している。
------------------	--

原則 2 – 2 多様性への対応

実施項目 2 – 2 ①	実施状況
多様性を受容する体制の充実	【遵守している】 ダイバーシティ&インクルージョンの理念を踏まえ、性別、年齢、障害、国籍等、多様な背景を持つ学生及び教職員が安心して学び、働くことができる学内環境・体制の整備に努めている。 学生に対しては、修学上の配慮や相談体制を整備するとともに、留学生を含む多様な学生が円滑に大学生活を送ることができるよう、関係部署が連携して支援を行っている。 また、教職員に対しては、多様な学生への対応力の向上を目的として、FSD研修会において「多様な学生への対応－留学生について」をテーマとした研修を実施し、留学生対応に関する理解の共有と体制の充実を図っている。 これらの取組の結果、本学は留学生の在籍管理が適正に行われている大学として評価され、留学生在籍管理に関する「適正校（クラスⅠ）」に選定されている。
実施項目 2 – 2 ②	実施状況
役員等への女性登用の配慮	【遵守している】 男女共同参画社会の実現及び女性活躍促進の観点から、理事及び評議員等への女性の参画にも配慮し、性別に偏ることのない組織体制の構築に努めている。 多様な価値観や視点を大学運営に反映させることが重要であるとの認識のもと、今後も女性の登用を含め、多様性が尊重される体制の充実を図っていく。

基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）

持続的な私立大学の価値向上を実現するため、ガバナンスに関する基本的な考え方や対応方針等を明確にすることにより、実効性の高いガバナンス体制を構築し、経営の安定性と継続性を確保する。

原則 3 – 1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3 – 1 ①	実施状況
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	【遵守している】 本法人では、寄附行為において理事の選任方法、構成、資格要件および職務を明確に定めている。 理事は、評議員会を理事選任機関として選任され（第6条、第7条）、私立学校法及び寄附行為に基づく資格要件や親族制限を遵守する体制を確保している（第8条）。 また、理事長については、寄附行為において法人を代表し業務を総理する者としてその職務と権限を明確に位置付けており（第14条第7項）、理事会の決議により選定されている。 これらの規定に基づき、理事の人材確保に当たっては、法人運営に必要な見識・経験を有する者を適切に選任するとともに、選任過程の透明性と公正性の確保に努めている。
実施項目 3 – 1 ②	実施状況
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	【遵守している】 寄附行為に基づき、理事会を学校法人の業務に関する重要事項を審議・決定する機関として位置付け、理事の責務及び理事会の役割を明確にしている。 理事会は、理事長が招集し、法人運営に関する重要事項について適切な審議を行うとともに、理事長及び業務執行理事の職務執行状況について報告を受け、監督機能を果たしている。 また、評議員会については、寄附行為に基づき、理事の選任その他の重要事項について意見を述べる機関として位置付けられており、理事会は評議員会との意見交換や審議を通じて、建設的な協働関係と相互牽制の体制を確立している。 これらの運営を通じて、法人運営における意思決定の透明性と適正性の確保に努めている。
実施項目 3 – 1 ③	実施状況
理事への情報提供・研修機会の充実	【遵守している】 理事に対しては、理事会における議案資料の提供及び説明等を通じて、法人運営に関する情報共有を行っている。また、理事及び評議員による意見交換会を開催し、大学の運営方針や現状に関する説明を行ったうえで意見交換を実施するなど、理事が適切な経営判断及び意思決定を行うための知識の向上に資する機会の確保に努めている。

原則 3 - 2 監査機能の強化及び幹事機能の実質化

実施項目 3 - 2 ①	実施状況
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	【遵守している】 本法人においては、監事及び会計監査人の選任にあたり、寄附行為に基づき、評議員会の決議により選任することとしており、選任過程の透明性を確保している。 また、監事については、寄附行為において理事、評議員及び職員との兼職を排除するなど、独立性確保及び利益相反防止の観点から資格要件を明確に定めている。 さらに、会計監査人については、監事の関与のもとで選任議案の内容が決定される仕組みを採用しており、監査の独立性を担保している。 これらの制度に基づき、実際の選任においても適切な手続きが行われており、監事及び会計監査人の独立性の確保並びに選任過程の透明性が図られている。
実施項目 3 - 2 ②	実施状況
監事、会計監査人及び内部監査等の連携	【遵守している】 本法人においては、監事による監査の実施にあたり、寄附行為に基づき監査報告を作成し、理事会及び評議員会へ報告する体制を整備している。 また、会計監査人による会計監査に際しては、会計担当部門を通じた情報提供及び必要に応じた意見交換が行われており、監事との間でも適宜情報共有が図られている。 さらに、監事会を原則として月1回以上開催するとともに、教職員（特に管理職層）との面談等を通じて、業務執行状況の把握に努めている。 内部監査機能との連携については、会計担当部門を介した情報共有を基礎としつつ、今後の充実に向けた体制整備を進めている。 これらにより、監査に関する情報共有・意見交換の機会を確保し、監査機能の実効性向上に努めている。
実施項目 3 - 2 ③	実施状況
監事への情報提供・研修機会の充実	【遵守している】 本法人においては、監事が適切に監査業務を遂行できるよう、理事会及び評議員会への出席機会を確保するとともに、業務執行に関する各種資料の提供を行うなど、必要な情報提供に努めている。 また、監事は、大学運営会議・経営戦略会議にオブザーバーとして参加するなど、意思決定過程に関する情報を適時に把握できる体制を整備している。 さらに、監事会を原則として月1回以上開催し、監査に関する情報共有及び意見交換を行うとともに、教職員（特に管理職層）との面談等を通じて、業務執行状況の把握に資する情報収集の機会を確保している。 研修機会については、外部研修等の活用を含め、今後の充実に向けた検討を行っている。 これらにより、監事業務を支援するための情報提供の充実を図っている。

原則 3 - 3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3 - 3 ①	実施状況
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	【遵守している】 評議員の構成については、寄附行為において、教職員、卒業生及び学識経験者の区分ごとに人数範囲を定め、バランスのとれた構成とする考え方を明確にしている。あわせて、評議員の総数は理事の実数を超えるものとし、学校法人運営に対する監督機能の確保を図っている。 また、評議員の選任は寄附行為に基づき評議員会において行うこととしており、選任手続きの透明性を確保している。さらに、年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮するとともに、親族関係等に関する制限を設けるなど、公正性・独立性の確保にも努めている。
実施項目 3 - 3 ②	実施状況
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	【遵守している】 評議員会の運営については、寄附行為において構成、職務、招集手続及び議決事項等を明確に定めている。評議員会は全評議員で構成され、法人の業務及び財産の状況並びに役員の業務執行について意見を述べるとともに、理事会が重要事項を決定するにあたっては、あらかじめ評議員会の意見を聴取する仕組みとしており、理事会との建設的な協働体制を確立している。 また、一定の重要事項については評議員会の決議事項としているほか、理事の違法行為等に対する差止請求や責任追及の手続が規定されており、相互牽制機能の強化が図られている。 さらに、評議員会の招集にあたっては、理事会において決議の上で理事長が会議の日時、議題等を事前に通知することとし、定時開催に加え必要に応じて開催するなど、適切な運営を行うとともに、議事録の作成・保存を通じて運営の透明性の確保に努めている。

実施項目 3 - 3 ③	実施状況
評議員への情報提供・研修機会の充実	【遵守している】 評議員に対しては、評議員会における議案資料の提供及び説明等を通じて、法人運営に関する情報共有を行っている。また、理事及び評議員による意見交換会を開催し、大学の運営方針や現状に関する説明を行ったうえで意見交換を実施するなど、評議員が適切に意見を述べ、牽制機能を果たすための理解促進に資する機会の確保に努めている。

原則 3 - 4 危機管理体制の確立

実施項目 3 - 4 ①	実施状況
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	【遵守している】 自然災害や事故・事件等の各種リスクに対応するため、危機管理マニュアルを整備するとともに、「学校法人ものづくり大学リスク管理規程」に基づき、全学的なリスク管理体制を構築している。リスク管理最高責任者を理事長とし、総括責任者及び各部署の責任者を配置するとともに、リスク管理委員会を設置し、組織的なリスク管理の推進を図っている。 また、危機発生時においては、通報・報告体制を明確にするとともに、必要に応じて危機対策本部を設置するなど、迅速かつ適切な対応が可能な体制としている。 さらに、防災訓練を毎年度計画的に実施し、実施後は防火対策委員会において参加状況や避難時間、課題等の検証を行うなど、結果を踏まえた改善を図っている。これらの取組を通じて、学内への周知及び危機管理体制の実効性の確保に努めている。
実施項目 3 - 4 ②	実施状況
法令等遵守のための体制整備	【遵守している】 法令、寄附行為及び諸規程の遵守を徹底するため、「学校法人ものづくり大学コンプライアンス規程」及び「学校法人ものづくり大学職員倫理規程」を整備し、役員及び職員に対し高い倫理観に基づく適正な職務遂行を求めるとともに、組織的なコンプライアンス推進体制を構築している。コンプライアンス推進にあたっては、理事長を最高責任者とし、総括責任者、推進責任者及び推進担当者を配置するとともに、コンプライアンス総括会議を設置し、事案の検証及び再発防止策の検討等を行っている。 また、法令違反又はそのおそれのある行為に対応するため、内部通報体制を整備し、学内窓口に加え外部機関を通報窓口として設置するなど、通報ルートの複線化を図っている。さらに、公益通報者保護法に基づき、通報者に対する不利益取扱いの禁止や秘密保持の徹底等、通報者保護に配慮した制度としている。 加えて、ハラスメントに関する相談・苦情申出窓口を別途設置し、学生を含めた相談体制を整備している。これらの制度については規程及びホームページにおいて周知を図るとともに、研修の実施等を通じて法令等遵守の意識向上に努めている。

基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）

教学運営・経営の透明性を高め、幅広いステークホルダーからの信頼を維持・向上するため、法律上公表が定められていない情報についても、積極的に自らの判断によって努めて最大限公開する。

原則 4 - 1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4 - 1 ①	実施状況
情報公開推進のための方針の策定	【遵守している】 本法人においては、「学校法人ものづくり大学情報公開規程」を定め、公開する情報の範囲、方法及び開示手続等を明確にしている。 当該規程に基づき、教育研究活動や財務情報、組織運営に関する情報について、公式ウェブサイト等を通じて広く社会に公表している。 また、情報公開にあたっては、法令に基づく開示にとどまらず、本法人の公共性及び社会的責任を踏まえ、積極的な情報発信に努めており、透明性の高い大学運営の確保と社会からの信頼の向上を図っている。
実施項目 4 - 1 ②	実施状況

ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	【遵守している】 本法人では、情報公開規程に基づき、教育研究活動及び法人運営に関する情報を公式ウェブサイト上で体系的に公開している。 公開にあたっては、情報を分野ごとに整理し、利用者が目的に応じて必要な情報へ円滑にアクセスできる構成としている。 また、幅広いステークホルダーの理解を促進するため、専門的な内容についても可能な限り平易な表現を用いるなど、分かりやすい説明に努めている。 さらに、公式ウェブサイトに加え、SNS等も活用し、大学の取組や活動状況を多様な手段で発信することで、より身近で分かりやすい情報提供に努めている。 加えて、社会的要請や利用状況を踏まえ、公開内容や掲載方法の改善を継続的に行っている。
-------------------------	---